

入札参加資格審査申請書作成届出要領
【建築コンサルタント等】

海部東部消防組合が発注する建設コンサルタント等（建設コンサルタント・設計・測量等）の一般・指名競争入札に参加するには、入札参加資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、本要領に従い申請をお願いいたします。

1 入札参加の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない方
- (2) 国税、都道府県税、市町村税が未納でない方

2 申請方法

- (1) 申請書は、別添様式によります。（様式は、海部東部消防本部ホームページからダウンロード、又は総務課窓口で配布します。）
- (2) 申請の受付は、海部東部消防本部総務課まで持参ください。（原則郵送不可）

3 受付期間及び場所

- (1) 受付期間
平成30年2月1日から3月31（土日、祝祭日は除く。）
9時00分から17時00分
- (2) 受付場所
海部東部消防本部 2階 総務課（あま市七宝町遠島十坪119番地1）

4 提出書類（提出はA4判で綴り提出）

番号	書類	区分	適用	部数
1	入札参加資格審査申請書	原本	様式1、様式2、様式3、様式7	1部
2	使用印鑑届	原本	様式4	1部
3	委任状	原本	様式5（委任が必要な場合）	1部
4	印鑑証明書	原本	法人の場合は、法務局が交付したもの 個人の場合は、市町村長が交付したもの	1部
6	登記簿謄本又は 履歴事項全部証明書	写可	法人の場合	1部
7	納税証明書	写可	国税、県税、市町村税	1部
8	身元証明書	写可	代表者の身元証明書（本籍地の市町村の証明）	1部
9	資格証明書	写可	資格の必要のあるもの	1部

5 資格審査

資格審査は欠格要件に該当しないことを審査します。

6 資格の有効期限

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

7 変更届の必要とする変更事項

	変更事項	添付書類
1	商号又は名称（支店営業所含む）	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写可） （登記を要する場合のみ）
2	所在地又は電話番号（支店営業所含む）	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写可） （登記を要する場合のみ）
3	許可、登録に関する事項	許可、登録証明書（写可）
4	代表者及び契約権限受任者（支店長等）	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写可） （登記を要する場合のみ） 委任状（権限を委任している場合のみ）
5	届出印	変更届に押印 （実印変更の場合は、印鑑証明書）（写可）

記載方法

様式2関係

1 申請を希望する業種

- (1) 設計の申請は、「1 建築設計」「2 設備設計」とします。
- (2) 測量の申請は、「3 一般測量」「4 航空写真測量」とします。
- (3) 建設コンサルタントの申請は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録部門のうち、「5 河川、砂防及び海岸」「6 港湾及び空港」「7 道路」「8 上水道及び工業用水道」「9 下水道」「10 農業土木」「11 森林土木」「12 水産土木」「13 造園」「14 都市計画及び地方計画」「土質及び基礎」「鋼構造及びコンクリート」「建設環境」とします。
- (4) 「18 地質調査」とは、地質業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による土質調査、岩盤調査、物理探査、試験・測量等をいいます。
- (5) 補償コンサルタントの申請は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の登録部門のうち、「19 土地調査」「20 土地評価」「21 物件調査」「22 事業損失」とします。

2 登録等を受けている事業

申請時に下記（1～9）の登録を受けているものについては、登録番号・年月日を記入してください。

- (1) 「1（1級・2級）建築事務所」
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
- (2) 「2 測量業者」
測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
- (3) 「3 建設コンサルタント」
建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
- (4) 「4 地質調査」
地質業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
- (5) 「5 補償コンサルタント」
補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
- (6) 「6 不動産鑑定業者」
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
- (7) 「7 土地家屋調査士」
土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条による登録を受けている場合

(8) 「8 司法書士」

司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条による登録を受けている場合

(9) 「9 計量証明事業者」

計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

様式7 関係

経営規模等総括表

年間実績高、自己資本額、損益計算書、貸借対照表については、決算報告書等を参考に記入してください。（千円未満四捨五入）

(1) 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。

(2) ISO認証取得状況

ISO9000（9001、9002）、14001のいずれかにおいて、日本適合性認定協会の認証状況を記入してください。